

# 第1回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和3年12月16日(木) 15:00～17:00 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)  
三輪 康一(神戸大学名誉教授)  
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)  
福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)  
中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)  
(オブザーバー)  
庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))  
※谷口 芳紀(県市長会会長(相生市長))は代理出席  
※荒木 一聡(兵庫県副知事)は欠席

## 3 審議の内容

### (1) 規制改革推進会議設置要綱について

委員長に中川委員、委員長代理に三原委員を選出

### (2) 審議事項

＜令和3年度の新たな個別審議事項＞

#### ① 福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し (委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

#### ② 多雪区域における木造建築物の構造基準の見直し (委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

#### ③ 自動車車庫等の耐火構造に関する面積基準の見直し (委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

④ 旅館業を営もうとする者の許可要件の見直し

(委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

⑤ 芦屋市の集合住宅における駐車施設の附置基準の見直し

(委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

⑥ ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届の見直し

(委員)

代表者名の変更届を提出することが、そんなに難しいこととは思わない。むしろ現場の責任者名の表示を変えることの方が大変である。それを規制緩和すべきかは別の話であるが、現場の責任者名の表示の変更には、お金も手間も相当かかる。変更届の提出を求めることは、簡素化された書式であれば、全く問題ないと思う。

(オブザーバー)

手間がどれだけかかるかという話ではなく、責任者を明確にすることが目的であれば、代表者が代わった場合、法人の責任は次の代表者がそれを受け継ぐので、法人名や役職だけ届出しておけば、それで十分ではないかと思う。代表者名を求める必要はない。押印を廃止したのと同じように、当手続も見直せるのではないか。

(委員)

そういう観点での規制緩和であれば分かるが、代表者名を届出することが、そんなに大変なのかと思う。

(委員)

大きな会社の場合、代表者が変更となれば、沢山の書類を提出しなければならない。県内にある施設は、1回の変更届で全て共通で処理できるのであれば別だが、そうではないと思う。また、登記簿謄本や新役員の名簿など、様々な書類を添付して手続をしなければならないのであれば、さらに大変なことと思う。一方、先般の熱海の盛土が土砂崩れを起こした災害のように、誰が代表者なのかを厳しく追求される場合がある。そういう点を考えると代表者が誰なのかを明確にしておくことが必要ではないかと思う。電子申請を可としたり押印を廃止して手続を簡素化し、事業者の事務量を減らせるよう工夫しておけばよいのではないか。

(委員)

一点確認であるが、現地の責任者名の表示はどうしているのか。責任者が変わったとき、どうフォローしているのか。

**(所管部局)**

環境に関係する施設等で現場に責任者名を表示しているケースは、立入検査の際に代表者名が正しく表示されているか確認している。古い代表者名を表示しているケースもあるので、その際は看板の書き換えを指示している。

**(委員)**

代表者名の変更届の提出は、そんなに難しいこととは思わないという意見があったが、変更手順の手間はどの程度のものか。

**(所管部局)**

変更届の用紙1枚の提出でよいものもあれば、許認可の関係で登記簿謄本、役員名簿、旧許可証などの添付が必要なものもあり、様々なケースがあるので一概に簡単な手続とも言い切れない。しかし、できる限り電子による手続を可能とするなど簡素化に努めている。今回の提案内容にもある「ばい煙等を発生する施設の設置者等に関する代表者氏名の変更」であれば、変更届の用紙1枚の提出となるので、事業者の負担はそこまで大きくないと思う。

**(事務局)**

書類1枚を提出するだけでも手間とを感じる事もあるため、事業者が負担を感じているという今回の提案の趣旨は理解できる。一方、行政としては責任者を明確にしておくべきというところもある。

どのように責任者を明確にするかが重要であり、所管部局の回答では「現行の制度運用を維持」としているが、デジタル庁が創設され、書類の電子化も進んでいる中、今後、法人登記簿謄本を自治体が電子で自由に閲覧できるような形になれば、代表者が誰なのかがすぐ分かるようになる。そうなれば、提案の氏名等変更届が一部省略できる可能性もあるのではないかと思う。そういう国の電子化の動向を注視しながら中長期的に取り組んでいくべきではないかと考えている。

**(委員)**

事務局から意見のように、長期的と言うより中期的にと思うが、デジタル行政の観点から、情報を行政機関間で融通していけば、事業者の手間も省けるので、そういった検討を進めていく。法人の特定の仕方について国の動向も注視しながら検討を進めていく、そういった意見でよいか。

**(オブザーバー)**

1点確認したい。資料に罰則の適用と記載があるが、これは両罰規定があるのか。

**(所管部局)**

法律によっては両罰規定がある。

**(オブザーバー)**

両罰規定を適用する場合、登記簿謄本の確認だけで十分なのか。登記が正しくされていないケースもある。刑事責任を追及することになれば、誰が責任者なのかが非常に重要になってくる。とりまとめの方向も理解できるが、代表者名の届出は必要ではないか。

**(委員)**

確かに、そのパターンは常に起きる問題である。登記を更新してない、そもそも登記していないなど、手続を怠っている事業者は必ずある。それにどう対応するかは個別ケースであるが注意しておく必要がある。だからといって、全ての氏名等変更届を求めるとい

のではなく、バランスの問題ではないかと思う。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。但し、法人代表者名の把握の方法については、今後、法人登記簿謄本を自治体が電子で自由に閲覧できるようになれば、事業者への法人代表者名の届出を書略できることも考えられるため、国の行政機関間の情報連携の見直しの検討状況や関係法令の見直し等も注視しながら、中期的に検討を行うこと。

### ⑦ 河川、水路を占有する際の占有許可申請の要否の明確化

(委員)

意見無し

#### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

### ⑧ 建築工事における入札参加資格審査申請の見直し

(委員)

県の入札は電子入札になって非常に良くなったと聞いている。一方、銀行では融資審査を AI が行うような所もある。その方が客観的な審査ができ、スピードアップにも繋がっている。こういったことも規制緩和の一つであるので、今後検討してもらえればと要望しておく。国にモデルケースを示すくらいの気持ちで検討してほしい。

(委員)

入札は電子入札になって良くなったと言われたが、それでも今回の提案があったのはどのような理由からか。

(事務局)

提案内容の入札参加資格審査申請は県への申請だけでなく、各市町の入札を希望する場合は各市町に、国の入札を希望する場合は国への申請が必要となっている。自治体の枠を超えて事業を行っている事業者の場合、複数の自治体に申請する必要があり手間なので、申請書の提出先を国に一元化して欲しいという提案である。

(所管部局)

県では、2年に1回名簿の登録を求めており、全て電子申請としている。しかし、事務局からの説明の通り、国は国、県は県、市町は市町という形で、それぞれに申請が必要となっている。

(委員)

資料に記載している申請時に提出する書類うち、県税の納税証明書は、本人に同意を取る必要があるかもしれないが、納税データを税務当局からもらうなど、県の内部で情報を共有することはできないのか。

(所管部局)

既に、納税証明書を提出するか、同意書を提出してもらい県内部で納税状況を調べるか選択できるようにしている。過去にそういう要望があったので見直しを行った。

(委員)

申請時に提出する書類に、障害者雇用状況報告書とあるが、これも法令上のものか。

(所管部局)

技術・社会貢献評価数値等の加点を希望されない場合は提出する必要はなく、加点を希望される場合のみ提出していただくものである。

(委員)

所管部局の回答は、国と一体になって行政手続を変えていくために県から声を出す、そういう回答と理解している。積極的にやっていただきたい。

(委員)

国では工事発注まで、過去の経験では1年程度かかっていることもあった。それが現在では、電子申請も含め、様々な見直しが行われた結果、随分短縮されたと思う。事業者にとっては、早く手続が進むようにならないと、本当の規制緩和にはならない。県の取組は進んでいる方と思うが、この辺りも合わせて考えてほしい。

(所管部局)

県では、入札参加資格審査を速やかに実施し、処理に長時間掛かることが無いように留意している。

また、入札については、法律や条例等の規定に基づき適正に行っている。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

### ⑨ 土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し

(委員)

所管部局の回答で国に規制緩和を求めない理由として、優良農地の減少に拍車がかかるとなっているが理由になっていないのではないかと。今回の提案は、土地改良計画で農業用倉庫に供するとして既に非農用区域に指定した場所を後継者住宅への農地転用できるよう規制緩和を求めるもの。つまり、既に農地として使わないとした土地に対する提案なので、この理由は成立しないのではないかと。また、これまで転用許可した案件との整合が図れないということも理由にしているが、制度を変える場合は必ず生じることであり、こちらも理由になっていないと思う。

(所管部局)

委員ご指摘の通り、当該案件は農業用倉庫に供するとして非農地設定した場所を、後継者住宅として農地転用したいというものであり、優良農地の減少には繋がらない。今回の回答は、一般的に、集落に接続していない優良農地の一部を後継者住宅のために農地転用するということに対して回答したものとなっている。

過去の事例との整合についても、ご指摘のとおり、制度を変えた場合は不整合が生じるのは当然であるが、これまで不許可としている事例が数多くあるため、このような記載にした。

(委員)

それはわかるが、現在の回答では、理解が得られないのではないかと。

(委員)

転用を認めない理由が明確でない。農業の後継者問題の観点からすると、この問題は少し検討しなければならない。

**(オブザーバー)**

今回の提案は、土地改良事業計画で農業用倉庫に供するとして非農地設定した農地に関する個別案件であるが、本来、農地の利用規制の問題は、もっと大きな観点で議論されるべきである。知事も、土地を有効活用して、移住や企業誘致を促進し地域活性化を図りたいが、農地法等の規制で土地の利用が進まないと言われている。本来、農地も含めた土地の利用規制は地域の活性化に関わる大きな課題であるが、今回の案件は個別の提案であり、所管部局の回答も、そこからもっと規制緩和が広がると困るので許可できないというような感じにも受とれる。

農地の全体の利用規制の問題は、県として今後どのように対応しようと考えているのか。

**(事務局)**

ご指摘の通りである。今回の所管部局の回答案が理由になっていないと言う点もその通りと思う。それだけ変えにくい規制であるというのが表れているように思う。

農地の利用規制の問題は大きな問題であり、法の規制もあるのでどこまで出来るかわからないが、知事もこの問題には本腰を入れると言っている。11月には新たに土地利用推進検討会を立ち上げた。次回の検討会で、まさにこの農地の利用規制について本格的に議論する予定にしている。この洲本市の事例も含めて、土地利用推進検討会でしっかり議論を行い、その検討状況を規制改革推進会議に報告したい。

**(委員)**

当案件は、土地利用推進検討会で議論をしてもらいたいと思う。また、現在の所管部局の回答は、現行法ではこうだという説明であり、本来議論すべきは今後どうあるべきかであるため、当会議の意見としては、この回答では不十分であるということとなる。

当案件は、土地利用推進検討会で議論してもらい、その結果を当会議に報告いただく、それに対して当会議として意見があれば追加していくことにしたい。

**《審議を踏まえた対応方針》**

当該案件も含め、農地の土地利用規制について土地利用推進検討会で議論し、その結果を次回会議に報告し、再度審議を行う。

**<横断的テーマ>**

**① 行政手続きにおける保証人の必要性について**

**(オブザーバー)**

県営住宅の入居手続の保証人を廃止したとある。県と同様に市町も公営住宅を保有しており、県が保証人制度を廃止すると、市町もそれに倣う方向になると思う。保証人がいない方や見つからない方等にとっては、入居しやすくなることは確かであるが、住宅を管理している担当部署では、家賃滞納の問題や、入居者が住戸を管理せずに無断で出ていき退去してもらうにも出来ないなどの問題がある。保証人は一概になくせばいいというものではない。

**(委員長)**

県営住宅で保証人を廃止した理由は何か。民法改正が主な理由か。

**(事務局)**

民法改正が主な理由ではない。住宅セーフティネットの中核を担う公営住宅において、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じないようにし

ていく必要があると考え廃止した。

(委員)

保証人を求めることを、公営住宅法の趣旨から考えるとどうなるのか。住宅の管理者の立場からすると保証人がいたほうがよく、他方、公営住宅は保証人がなかなか確保できないような人に対するセーフティネットだという両方の考え方がある。

(事務局)

公営住宅法における考え方は即答できない。保証人がいたほうがいいケースもあると思うが、保証人を確保できないことよって県営住宅に入居出来ないということがあってはならないと考え保証人を廃止した。

(委員)

公営住宅法の趣旨からして保証人は廃止すべきものなのか、それとも、各自治体の公営住宅に対する考え方で、どちらもあり得ることで、その中で県は廃止を選んだのか。市町への影響が大きいので、廃止した理由を整理してほしい。

(委員)

県立高校で求めている「後見する者」とは、法的にはどのような位置付けのものか。保証人との違いは何か。

また、保証人を求めている学校入学時の9手続については、保証人ではハードルが高いというのであれば、「後見する者」のような人を求めていくということも考えられるのではないか。

(事務局)

県立高校の「後見する者」は、保護者に連絡が取れない時にその人を通じて連絡するというようなもので、法的に何かの義務を負うものではない。

保証人を求めている学校入学時の9手続については、保証人を廃止することも考えられるのではないかということを、この会議の意見として示し、その上で、保証人を廃止するのか、県立高校における「後見する者」のような人を求めていくのかを、各学校で検討いただければと考えている。

(委員)

本人と血縁関係がない方でないといけないのであれば、保護者でも可とするような緩和もあるのではないか。

(事務局)

県立高校の「後見する者」は、保護者とは別の第三者を求めているが、保証人を求めている学校入学時の9手続は、現時点でも保護者でも可としている。

県立高校の場合は、保護者と連絡が取れないケース等もあるため、未成年である生徒に対する教育的配慮から、保護者以外の第三者の協力が必要不可欠であると聞いている。

(委員)

「保証人」や「後見人」は法律用語であるが、少し違う意味で使われているように見えるので、混同されないようにしておくべきである。

(委員)

学校入学時の9手続は、保証人になる人に対して、具体的に何が求められるのかといった明示が少ないように思う。

また、資料4ページを見ると、私立高等学校入学資金貸付手続については、連帯保証人への返済請求が令和2年度110件あり、そのうち4件しか返済がないとなっている。資金貸付や授業料などは滞納の問題もあるので、金銭が関係する手続の保証人は必要である。

### (事務局)

資金貸付に関しては、連帯保証人に対する返済請求があるのは当然であり、保証人は一定必要ということで資料を整理している。

各学校の授業料に関しては、県立高校では、授業料の未納が続く場合に、学校長の保護者への納付依頼に協力することを「後見する者」に求めるという形にしている。

保証人を求めている9つの学校については、授業料の未納が続く場合に、その支払いを保証人に求める必要があるならば、保証人を引き続き求めることもあると思うが、その際は極度額を明示するように誓約書の様式を見直す必要がある。9校については、令和2年度中に保証人に対して授業料の支払いを請求した実績がないため、それらも踏まえて、保証人を廃止するのか継続するのかを各所管で検討いただければと思う。

### (委員)

保証人に請求した実績がないというのは、授業料の未納自体がなかったのか、未納はあったが別の費用で補填するなどに対応したのかでも違ってくる。

### (事務局)

未納が発生したがそのまま退学したため、結果的に請求しなかったケースもあるかもしれない。確認する。

### (委員)

意見をまとめると、まずは「保証人」という言葉は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行する責任を負う者に限って使うべきということ。そうすると資金貸付手続と岩石採取跡地整備等連帯保証手続については、文字通りの保証で、引き続き必要なため、現状通りでいいのではないかと思う。

また、学校入学時の9手続については、近年保証人に保証を求めた実績がない。しかし、先ほどの指摘のように、実際には保証が必要だったのかもしれないし、単純に形骸化しているのかもしれない。各学校で事情が違うので、県立大学で廃止した状況なども参考にしながら、保証人を廃止することも選択肢の一つとして、各学校で保証人の必要性を検討し、必要ないのであれば、連絡先などに変えて、法律的な意味での保証人を廃止してはどうかということ。

他方、保証人が引き続き必要と考える学校については、未成年の生徒に限るなど、保証人を求める入校者の範囲について検討していただきたい。

さらに、保証人となる者に、何についてどこまで保証を求めるのか、民法改正も踏まえて契約書式を整理していく。保証人を残す以上は、契約書式をしっかりと作っていただく。以上が皆様のご意見かと思う。

### 《審議を踏まえた対応方針》

今回の会議意見を踏まえ、次回会議で保証人の必要性についてとりまとめを行う。

その際、学校入学時の9手続については、保証人に保証を求めた実績がないとなっているが、授業料等が未納となった場合はないのか、未納となった場合はどのように対応したのかを整理しておく。また、保証人を廃止した県営住宅入居手続については、公営住宅法の趣旨も踏まえ、廃止理由を整理しておく。

## ② 行政手続における押印、書面規制、対面規制の見直し

### (委員)



この1年でドラスティックに改善されたと感じている。当法人でも、年間沢山の書類を県に提出しているが、本当に簡便になった。電子申請する際も、丁寧な説明資料がありスムーズに手続が出来た。対面も少なくなり、ペーパーレスで業務が大幅に簡素化されたと感じている。

見直しにあたっては、県も大変苦勞されたと思うので感謝の言葉を申し上げるとともに、情報通信技術はさらに進歩すると思うので、これに止まらず更なる見直しを期待したい。

(所管部局)

引き続き、見直しに取り組んで参りたい。

(委員)

様式の見直しの中に申請様式等の統廃合として、補助金の実績報告書の省略とある。これは、今後、実績報告が全て不要ということか。実績報告書が不要となれば、申請者は非常に楽になるが、逆に県で実績をチェックする必要はないのか。

(所管部局)

補助金のうち、定額補助のもので交付決定時から内容の変わりようがなく、実績報告の内容を詳しくチェックする必要がないようなものに関して、実績報告書を省略するということである。行政として実績報告の内容を確認する必要があるものは、引き続き、実績報告書や添付書類が必要である。しかし、その中でもできる限り不要な書類は見直していくことにしている。

(委員)

見直しが非常に進んでいる。この方向で進め、引き続き、不断の見直しに取り組んでいただきたいと結論づけたいと思う。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

報告書類のとおり、引き続き不断の見直しに取り組むこととする。